平成２９年（フ）第８号
新潟県佐渡市河原田本町48番地
債務者　門間トシヱ
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
静岡県熱海市昭和町４番43号
債務者　村仲　　勇
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
静岡県熱海市昭和町４番43号
債務者　村仲　恒子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
堺市南区御池台３丁38番５号
債務者　加治屋有紀
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３０１号
堺市東区草尾752番地９
債務者　片岡　幹雄
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目５番14号、前住所大阪市浪速区塩草３－９－19セジュール小林301号室
債務者　門田亜耶奈
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３１４号
堺市中区深井沢町3262番地　ブランドールフカイ307号
債務者　酒井　美樹
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３１５号
堺市東区草尾353番地７　レジデンスベル１－Ａ
債務者　原田秋子こと　趙　　秋子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３０号
堺市中区深井沢町3261番地　ハイツ深井504号
債務者　三宅小百合
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３３５号
大阪府藤井寺市大井４－６－23－401、住民票上の住所大阪府藤井寺市大井４丁目３番13号
債務者　土岐倉茂夫
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３５７号
堺市北区新金岡町１丁２番11－201号
債務者　葛迫　和浩
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６３号
堺市南区宮山台４丁１番19号
債務者　アーディーエージェントことニテンこと　大田　政夫
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６５号
堺市東区丈六402番地12
債務者　五味日出和
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６７号
大阪府柏原市大字高井田60番地の23
債務者　松井　輝樹
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３９６号
堺市堺区宿屋町西１丁１番５号　東豊マンション303号、前住所堺市堺区宿屋町東２丁１番21号　クレスト80（202号）
債務者　柳原　　勝
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４０４号
大阪府高石市東羽衣７丁目６番６号
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４０５号
大阪府柏原市国分本町７丁目３番12－301号　ビューハイム西村
債務者　河野　早苗
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係